

新：機械設備維持補修工事共通仕様書（2019年4月）

旧：機械設備維持補修工事共通仕様書（平成30年7月）

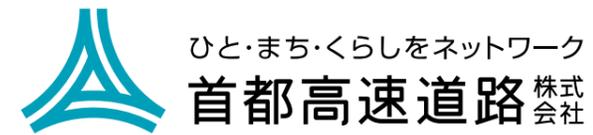
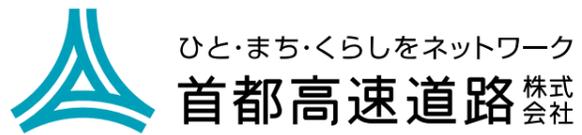
改訂内容

機械設備維持補修工事共通仕様書

機械設備維持補修工事共通仕様書

2019年4月

~~平成30~~年~~7~~月



変更

新：機械設備維持補修工事共通仕様書（2019年4月）	旧：機械設備維持補修工事共通仕様書（平成30年7月）	改訂内容
第1章 総則	第1章 総則	
第1節 一般事項	第1節 一般事項	
		(略)
1.1.2 用語の定義	1.1.2 用語の定義	
1 契約図書	1 契約書類	変更
		(略)
3 図面 補修契約書第1条第2項による施工指示に際して、当社が示した設計図、当社から変更または追加された設計図、設計図の基となる設計計算書等をいう。 <u>なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。</u>	3 図面 補修契約書第1条第2項による施工指示に際して、当社が示した設計図、当社から変更又は追加された設計図及び設計図の基となる設計計算書等をいう。	変更
		(略)
18 指示 <u>契約図書の定めに基づき</u> 、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。	18 指示 監督職員が受注者に対し、補修工事の施工上必要な事項について書面をもちて示し、実施させることをいう。	変更
19 承諾 契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員 <u>または受注者若しくは現場代理人</u> が書面により同意することをいう。	19 承諾 契約書類で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意することをいう。	変更
20 協議 書面により契約図書の協議事項について、発注者 <u>また</u> は監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。	20 協議 書面により契約書類の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。	変更
		(略)
	22 報告 受注者が監督職員に対し、補修工事の状況又は結果について書面をもちて知らせることをいう。	削除 削除
	23 通知 発注者又は監督職員と受注者又は現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、補修工事の施工に関する事項について、書面をもちて知らせることをいう。	削除 削除
	24 書面 手書き、印刷物の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。ただし、電子データを電子メールにて提出することが可能と明記した書類については、電子データが書面に代わるものとする。なお、緊急を要する場合はファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。	削除 削除
	25 立会 契約書類に示された項目について、監督職員が臨場し内容を確認することをいう。	削除 削除

新：機械設備維持補修工事共通仕様書（2019年4月）	旧：機械設備維持補修工事共通仕様書（平成30年7月）	改訂内容
	26 確認 契約書類に示された事項について、臨場又は資料により、その内容について契約書類との適合を確かめることをいう。	削除 削除
22 提示 監督職員が受注者に対し、 <u>または受注者が監督職員に対し工事に係る書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。</u>	27 提示 監督職員が受注者に対し、 <u>又は受注者が監督職員に対し補修工事に係る書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。</u>	変更
23 報告 <u>受注者が監督職員に対し、工事の状況または結果について書面をもって知らせることをいう。</u>		変更
24 通知 <u>発注者または監督職員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面によりお互いに知らせることをいう。</u>		追加
25 連絡 <u>連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</u>		追加
26 納品 <u>納品とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。</u>		追加
27 電子納品 <u>電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。</u>		追加
28 書面 <u>手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、電子データを電子メールにて提出することが可能と明記した書類については、電子データが書面に代わるものとする。なお、緊急を要する場合はファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。</u>		追加
29 立会 <u>契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</u>		追加
30 確認 <u>契約図書に示された事項について、監督職員、検査職員または受注者が臨場または関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</u>		追加

新：機械設備維持補修工事共通仕様書（2019年4月）	旧：機械設備維持補修工事共通仕様書（平成30年7月）	改訂内容
<p>31 請求 発注者 <u>また</u> は受注者が、契約内容の履行 <u>また</u> は変更に関して、相手側に 書面 をもって行う行為 <u>また</u> は同意を求めることをいう。</p>	<p>28 請求 発注者 又 は受注者が、契約内容の履行 又 は変更に関して、相手側に書面をもつて行う行為 又 は同意を求めることをいう。</p>	変更
	<p>29 基本品質 工事目的物を引渡すのに際し、施工の各段階における完成状態が有している品質をいう。</p>	削除
<p>32 品質計画 設計図書で要求された品質を満たすために、受注者が、工事において使用予定の材料、仕上げの程度、性能、精度等の目標、品質管理及び体制について具体的に記載したものをいう。</p>	<p>30 品質計画 設計図書で要求された品質を満たすために、受注者 <u>等</u> が、工事において使用予定の材料、仕上げの程度、性能、精度等の目標、品質管理及び体制について具体的に記載したものをいう。</p>	変更
<p>33 品質管理 品質計画における目標を施工段階で実現するために行う管理の項目、方法等をいう。</p>	<p>31 品質管理 品質計画における目標を施工段階で実現するために行う管理の項目、方法等をいう。</p>	変更
	<p>32 施工図等 施工図、原寸図、工作図、製作図、その他これらに類する詳細図等をいう。</p>	削除
<p>34 規格証明書 設計図書に定められた規格、基準等に適合することの証明となるもので、当該規格、基準等の制度によって定められた者が発行する資料をいう。</p>	<p>33 規格証明書 設計図書に定められた規格、基準等に適合することの証明となるもので、当該規格、基準等の制度によって定められた者が発行する資料をいう。</p>	変更
<p>35 整備・保管 受注者が監督職員に 確認 を受けた書類を、受注者の責任において、整理した状態で保管することをいう。</p>	<p>34 整備・保管 受注者が監督職員に確認を受けた書類を、受注者の責任において、整理した状態で保管することをいう。</p>	変更
<p>1.1.3 契約図書の解釈 1 契約図書 は、相互に補完し合うものとし、そのいずれか一方に定めのある事項は、契約の履行を拘束する。</p>	<p>1.1.3 契約書類の解釈 —契約書類 は、相互に補完し合うものとし、そのいずれか一方に定めのある事項は、契約の履行を拘束する。</p>	変更 変更
<p>2 設計図書は、現場説明に対する質問回答書、維持補修工事請負現場説明書、特記仕様書、図面、機械設備維持補修工事共通仕様書、金額を記載しない設計書の順に優先適用する。</p>	<p>2 設計図書は、現場説明に対する質問回答書、維持補修工事請負現場説明書、特記仕様書、図面、機械設備維持補修工事共通仕様書、金額を記載しない設計書の順に優先適用する。</p>	

新：機械設備維持補修工事共通仕様書（2019年4月）	旧：機械設備維持補修工事共通仕様書（平成30年7月）	改訂内容
<p>1.1.4 計量単位 国際単位系（S I）を使用するものとする。なお、設計図書に非S I単位で表示されている場合は、S I単位に読み替えるものとする。</p>	<p>1.1.4 計量単位 国際単位系（S I）を使用するものとする。なお、設計図書に非S I単位で表示されている場合は、S I単位に読み替えるものとする。</p>	変更
<p>1.1.5 日数の解釈 契約図書において使用する契約工期、指示工期及びその他の日数は、補修契約書第1条第10項によるものとし、すべて暦日で示され、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始の12月29日から翌年1月3日までの間、天候不良等による休業休止日等を含むものとする。</p>	<p>1.1.5 日数の解釈 契約書類において使用する契約期間、指示工期及びその他の日数は、補修契約書第1条第10項によるものとし、すべて暦日で示され、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始の12月29日から翌年1月3日までの間、天候不良等による休業休止日等を含むものとする。</p>	変更 変更
		(略)
<p>1.1.6 遵守すべき法令等 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、諸法令の適用及び運用は受注者の責任と費用において行わなければならない。 なお、主な法令は以下に示す通りである。</p>	<p>1.1.6 遵守すべき法令等 受注者は、当該補修工事に関する諸法令を遵守し、諸法令の適用及び運用は受注者の責任と費用において行わなければならない。 なお、主な法令は以下に示す通りである。</p>	変更
		(略)
<p>3 受注者は、当該工事の設計図書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし、不適当であったり矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。</p>	<p>3 受注者は、当該補修工事の設計図書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし、不適当であったり矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。</p>	
<p><u>4 設計図書に示される要領・基準等の改訂等が実施された場合には、その適用について受発注者間の協議により決定しなければならない。</u></p>		追加
<p>1.1.7 書類の提出 1 受注者は、提出書類を設計図書または「工事関係様式集」に基づいて、提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。 2 受注者は、書類を提出するときは、原本により行うものとし、原則として直接持参し、提出しなければならない。ただし、電子データを電子データにて提出することが可能と明記した書類については、電子データが原本に代わるものとする。 (1) 請負代金額に係る書類 (2) 請負代金代理受領承諾書 (3) 遅延利息請求書 (4) 監督職員に関する措置請求に係る書類 (5) その他現場説明の際に指定した書類</p>	<p>1.1.7 書類の提出 受注者は、提出書類を設計図書又は「工事関係様式集」に基づいて、提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。 2 受注者は、書類を提出するときは、原本により行うものとし、原則として直接持参し、提出しなければならない。ただし、電子データを電子データにて提出することが可能と明記した書類については、電子データが原本に代わるものとする。この場合において、次に掲げる書類以外の書類は、監督職員に提出するものとする。 (1) 請負代金額に係る書類 (2) 請負代金代理受領承諾書 (3) 遅延利息請求書 (4) 監督職員に関する措置請求に係る書類 (5) その他現場説明の際に指定した書類</p>	削除

新：機械設備維持補修工事共通仕様書（2019年4月）	旧：機械設備維持補修工事共通仕様書（平成30年7月）	改訂内容
<p>1.1.8 受注者相互の協力</p> <p>1 受注者は、監督職員と相互に協力し、適切かつ合理的な方法により工事を安全かつ速やかに完成しなければならない。</p> <p>2 受注者は、補修契約書第2条の規定に基づき隣接工事 <u>また</u> は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。また、関連のある電力、通信、ガス施設等の工事及び国、都、県、市 <u>町村また</u> はその他の公共団体の施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。</p>	<p>1.1.8 受注者相互の協力</p> <p>—受注者は、監督職員と相互に協力し、適切かつ合理的な方法により補修工事を安全かつ速やかに完成しなければならない。</p> <p>2 受注者は、補修契約書第2条の規定に基づき隣接工事 又 は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。また、関連のある電力、通信、ガス施設等の工事及び国、都、県、区市又 はその他の公共団体の施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。</p>	変更
<p>1.1.9 官公庁等への手続等</p> <p>1 受注者は、工事期間中、関係官公 <u>庁及び</u> その他の関係機関と <u>の連絡</u> を保たなければならない。</p> <p>2 受注者は、工事施工にあたり受注者 <u>の</u> 行うべき関係官公 <u>庁及びその他の関係機関</u> への届出等を、<u>法令、条例または設計図書</u> の定めにより <u>実施</u> しなければならない。</p> <p>3 <u>受注者は、指示諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。</u></p> <p>4 <u>受注者は、指示手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。</u></p> <p>5 受注者は、工事の施工に <u>あたり</u>、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。</p> <p>6 受注者は、地 <u>元関係者等</u> から工事の施工 <u>に関して苦情があり</u>、受注者 <u>が対応すべき場合は</u> 誠意をもって <u>その解決にあたら</u> なければならない。</p> <p>7 <u>受注者は、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。</u></p> <p>8 <u>受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</u></p>	<p>1.1.9 関係官公署等への手続き等</p> <p>—受注者は、<u>補修工事期間中、関係官公署</u> その他の関係機関 <u>及び地元住民等</u> と <u>緊密な連絡及び十分な協調</u> を保たなければならない。</p> <p>2 受注者は、<u>補修工事の</u> 施工にあたり、法令若しくは条例又は設計図書の定めにより、 受注者が行うべき <u>履行上必要な</u> 関係官公署への届出等を行うときは、<u>自らの責任と費用により迅速に処理</u> しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は、監督職員の指示を受けなければならない。</p> <p>3 受注者は、前項に規定する届け出等に際しては、事前にその内容を記載した文書により報告し、監督職員の指示があればそれに従うものとする。</p> <p>4 受注者は、常に届出又は許可の条件を把握して補修工事を施工するとともに、その実施状況を随時報告し、監督職員の指示があればそれに従うものとする。</p> <p>5 受注者は、<u>地域住民等から補修工事の施工に対する理解と協力を得られるよう努めるとともに</u>、地域住民との間に紛争が生じないように努め、苦情があった場合は、誠意をもってその解決にあたらなければならない。また、その内容について後日紛争とならないよう文書にて記録を残す等、状況を随時報告し、監督職員の指示があればそれに従うものとする。</p> <p>6 受注者は、国、都、県、区市その他の公共団体及び地域住民等と補修工事の施工上必要な協議を、受注者の行うべきものについては自らの責任において行うものとする。受注者は、協議に先立ち、事前報告の上、これらの協議に当たっては誠意をもって対応しなければならない。</p>	変更
		(略)
<p>1.1.13 工事の下請負</p> <p>受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。<u>なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。</u></p> <p>(1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</p> <p>(2) 下請負者が当社の競争参加資格を持つ者である場合には、競争参加停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。</p>	<p>1.1.13 補修工事の下請負</p> <p>受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1) 受注者が、補修工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</p> <p>(2) 下請負者が当社の競争参加資格を持つ者である場合には、競争参加停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 下請負者は、当該下請負補修工事の施工能力を有すること。</p>	追加
<p>1.1.14 施工体制台帳等</p>	<p>1.1.14 施工体制台帳等</p>	

新：機械設備維持補修工事共通仕様書（2019年4月）	旧：機械設備維持補修工事共通仕様書（平成30年7月）	改訂内容
<p>1 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、施工体制台帳等通知書により施工体制台帳の写しを提出しなければならない。</p>	<p>—受注者は、補修工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、工事着手までに、「施工体制台帳等通知書」を提出しなければならない。</p>	変更
<p>2 施工体制台帳には下記の内容を記載しなければならない。</p> <p>(1) 建設業法第二十四条の七第一項及び建設業法施行規則第十四条の二に掲げる事項</p> <p>(2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者、雇用管理責任者名</p> <p>(3) 一次下請負人となる警備会社の商号または名称、現場責任者名、工期</p>	<p>2 施工体制台帳には下記の内容を記載しなければならない。</p> <p>(1) 建設業法第二十四条の七第一項及び建設業法施行規則第十四条の二に掲げる事項</p> <p>(2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者、雇用管理責任者名</p> <p>(3) —監理技術者、主任技術者(下請負を含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ)の顔写真</p> <p>(4) 一次下請負人となる警備会社の商号または名称、現場責任者名、工期</p>	変更
		(略)
<p>1.1.15 監督職員の権限及びその行使</p>	<p>1.1.15 監督職員の権限及びその行使</p>	
<p>1 総括監督員</p> <p>(1) 総括監督員は、補修契約書第7条第2項に規定する権限を有する。</p>	<p>1 総括監督員</p> <p>(1) 総括監督員は、補修契約書第7条第2項に規定する権限を有する。</p>	
<p>(2) 総括監督員は、決定、指示または協議において、当社の判断を行う者である。</p> <p>(3) 総括監督員は、第三者に現場監督を委任する事ができる。この場合においては、受注者に第三者の氏名と権限を通知するものとする。現場監督を委任した第三者を変更したときも同様とする。</p> <p>(4) 総括監督員が有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>イ 補修契約書第2条の規定に基づき行う関連工事の調整</p> <p>ロ 補修契約書第6条の規定に基づき行う受任者または下請負人の通知の請求</p> <p>ハ <u>補修契約書第8条第1項の規定に基づく通知の受理</u></p> <p>ニ 補修契約書第9条の規定に基づき行われる履行報告の受理</p> <p>ホ 補修契約書第13条第1項から第6項及び第9項から第10項の規定に基づき行う貸与品の取扱い</p> <p>ヘ 補修契約書第14条第4項の規定に基づき受注者に代わって行う物件の処分または補修基地の修復若しくは取片付け</p> <p>ト 補修契約書第14条第5項の規定に基づき行う受注者のとるべき措置の期限、方法等の決定</p> <p>チ 補修契約書第16条第3項の規定に基づき行う調査結果の通知</p> <p>リ 補修契約書第18条の規定に基づき行う工事の全部または一部の施工の一時中止の通知</p> <p>ヌ 補修契約書第21条第2項の規定に基づき行う指示工期変更の受発注者間協議開始日の通知</p> <p>ル 補修契約書第22条第2項の規定に基づき行う契約単価の変更の受発注者間協議開始日の通知</p> <p>ヲ 補修契約書第27条第1項の規定に基づき行う不可抗力による損害の報告受領</p> <p>ヾ 補修契約書第27条第2項の規定に基づき行う不可抗力による損害の状況確認及び結果の通知</p> <p>カ <u>補修契約書第36条第1項の規定に基づく破壊検査</u></p>	<p>(2) 総括監督員は、決定、指示又は協議において、発注者の判断を行う者である。</p> <p>(3) 総括監督員は、第三者に現場監督を委任する事ができる。この場合においては、受注者に第三者の氏名と権限を通知するものとする。現場監督を委任した第三者を変更したときも同様とする。</p> <p>(4) 総括監督員が有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>イ 補修契約書第2条の規定に基づき行う関連工事の調整</p> <p>ロ 補修契約書第6条の規定に基づき行う受任者又は下請負人の通知の請求</p> <p>ハ 補修契約書第9条の規定に基づき行われる履行報告の受理</p> <p>ニ 補修契約書第13条第1項から第6項及び第9項から第10項の規定に基づき行う貸与品の取扱い</p> <p>ホ 補修契約書第14条第4項の規定に基づき受注者に代わって行う物件の処分又は補修基地の修復若しくは取片付け</p> <p>ト 補修契約書第14条第5項の規定に基づき行う受注者のとるべき措置の期限、方法等の決定</p> <p>チ 補修契約書第16条第3項の規定に基づき行う調査結果の通知</p> <p>リ 補修契約書第18条の規定に基づき行う補修工事の全部又は一部の施工の一時中止の通知</p> <p>ヌ 補修契約書第21条第2項の規定に基づき行う指示工期変更の発注者と受注者との協議開始日の通知</p> <p>ル 補修契約書第22条第2項の規定に基づき行う契約単価の変更の発注者と受注者との協議開始日の通知</p> <p>ヲ 補修契約書第27条第1項の規定に基づき行う不可抗力による損害の報告受領</p> <p>ヾ 補修契約書第27条第2項の規定に基づき行う不可抗力による損害の状況確認及び結果の通知</p>	変更

新：機械設備維持補修工事共通仕様書（2019年4月）	旧：機械設備維持補修工事共通仕様書（平成30年7月）	改訂内容
<p>2 主任監督員</p> <p>(1) 総括監督員は、工事の施工についての監督のため主任監督員を定めるものとする。主任監督員は、総括監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。</p> <p>(2) 主任監督員は、契約図書の定めるところにより、現場代理人等に指示、承諾または協議を行うことができる。</p> <p>(3) 主任監督員は、契約図書において現場監督員の立会の上施工するものと指定された工事のほか、主任監督員が必要と認める工事についても随時立会、または担当監督員に命じて立会わせることができる。</p> <p>(4) 主任監督員の有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>イ 補修契約書第2条の規定に基づき行う関連工事の調整</p>	<p>2 主任監督員</p> <p>(1) 総括監督員は、工事の施工についての監督のため主任監督員を定めるものとする。主任監督員は、総括監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。</p> <p>(2) 主任監督員は、契約書類の定めるところにより、現場代理人等に指示、承諾又は協議を行うことができる。</p> <p>(3) 主任監督員は、契約書類において現場監督員の立会の上施工するものと指定された補修工事のほか、主任監督員が必要と認める補修工事についても随時立会、又は担当監督員に命じて立会わせることができる。</p> <p>(4) 主任監督員の有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>イ 補修契約書第2条の規定に基づき行う関連工事の調整</p>	<p>追加 変更 変更 変更</p>
<p>ロ 補修契約書第6条の規定に基づき行う受任者または下請負人の通知の請求</p> <p>ハ 補修契約書第7条第2項に掲げる権限</p> <p>ニ 補修契約書第7条第4項に掲げる行為</p> <p>ホ 補修契約書第7条第5項に掲げる受領行為</p> <p>ヘ 補修契約書第9条の規定に基づき行われる履行報告の受理</p> <p>ト 補修契約書第11条第2項に掲げる工事材料の検査等</p> <p>チ 補修契約書第12条第1項、第2項、第3項及び第5項に掲げる立会</p> <p>リ 補修契約書第12条第4項に掲げる請求</p> <p>ヌ 補修契約書第12条第6項に掲げる行為</p> <p>ル 補修契約書第13条第2項に掲げる検査</p> <p>ヲ 補修契約書第16条第2項に掲げる調査</p> <p>ヾ 補修契約書第24条第1項、第2項及び第3項に掲げる権限</p>	<p>ム 補修契約書第6条の規定に基づき行う受任者又は下請負人の通知の請求</p> <p>ム 補修契約書第7条第2項に掲げる権限</p> <p>ニ 補修契約書第7条第4項に掲げる行為</p> <p>ホ 補修契約書第7条第5項に掲げる受領行為</p> <p>ヘ 補修契約書第9条の規定に基づき行われる履行報告の受理</p> <p>ト 補修契約書第11条第2項に掲げる工事材料の検査等</p> <p>チ 補修契約書第12条第1項、第2項、第3項及び第5項に掲げる立会</p> <p>リ 補修契約書第12条第4項に掲げる請求</p> <p>ヌ 補修契約書第12条第6項に掲げる行為</p> <p>ル 補修契約書第13条第2項に掲げる検査</p> <p>ヲ 補修契約書第16条第2項に掲げる調査</p> <p>ヾ 補修契約書第24条第1項、第2項及び第3項に掲げる権限</p>	<p>変更</p>

新：機械設備維持補修工事共通仕様書（2019年4月）	旧：機械設備維持補修工事共通仕様書（平成30年7月）	改訂内容
<p>3 担当監督員</p> <p>(1)総括監督員は、工事の施工についての監督のため担当監督員を定めるものとする。担当監督員は、総括監督員 <u>また</u> は主任監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。</p> <p>(2)担当監督員は、主任監督員の 指示 に基づき行う 契約図書 に定める検査及び 立会（確認を含む） を行うことができる。</p> <p>(3)担当監督員は、主任監督員の 指示 に基づき、工事現場において、出来形、品質、規格、数量等について必要な 指示 を行うことができる。</p> <p>(4)担当監督員の権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、主任監督員の権限と行為とされる事項のうち、次の各号に掲げるものを主任監督員の 指示 に基づき行うものとする。</p> <p><u>イ</u> 補修契約書第7条第2項第2号に掲げる権限</p> <p><u>ロ</u> 補修契約書第11条第2項に掲げる工事材料の検査等</p> <p><u>ハ</u> 補修契約書第12条第1項、第2項、第3項及び第5項に掲げる 立会</p> <p><u>ニ</u> 補修契約書第12条第4項に掲げる請求</p> <p><u>ホ</u> 補修契約書第12条第6項に掲げる行為</p> <p><u>ヘ</u> その他主任監督員が必要と認める事項</p>	<p>3 担当監督員</p> <p>(1)総括監督員は、補修工事の施工についての監督のため担当監督員を定めるものとする。担当監督員は、総括監督員 又 は主任監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。</p> <p>(2)担当監督員は、主任監督員の指示に基づき行う契約書 類 に定める検査及び立会（確認を含む）を行うことができる。</p> <p>(3)担当監督員は、主任監督員の指示に基づき、工事現場において、出来形、品質、規格、数量等について必要な指示を行うことができる。</p> <p>(4)担当監督員の権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、主任監督員の権限と行為とされる事項のうち、次の各号に掲げるものを主任監督員の指示に基づき行うものとする。</p> <p>イ 補修契約書第7条第2項第2号に掲げる権限</p> <p>ロ 補修契約書第11条第2項に掲げる工事材料の検査等</p> <p>ハ 補修契約書第12条第1項、第2項、第3項及び第5項に掲げる立会</p> <p>ニ 補修契約書第12条第4項に掲げる請求</p> <p>ホ 補修契約書第12条第6項に掲げる行為</p> <p>ヘ その他主任監督員が必要と認める事項</p>	<p><u>変更</u></p>
		(略)
<p>1.1.16 現場代理人及び主任技術者等</p>	<p>1.1.16 現場代理人及び主任技術者等</p>	

新：機械設備維持補修工事共通仕様書（2019年4月）	旧：機械設備維持補修工事共通仕様書（平成30年7月）	改訂内容
<p>受注者は、現場代理人、専任の主任技術者（以下「主任技術者」という。）<u>また</u>は専任の監理技術者（以下「監理技術者」という。）、専門技術者、を定め、契約締結後 14 日以内に、「現場代理人等選定通知書」に経歴書を添えて提出しなければならない。</p> <p><u>2</u> 補修契約書第 8 条の規定に基づき設置する現場代理人、主任技術者<u>また</u>は監理技術者は受注者に所属する者とする。なお、受注者に所属する者とは、受注者直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。</p> <p><u>3</u> 受注者は、入札前に技術資料を提出した工事にあつては現場代理人、主任技術者<u>また</u>は監理技術者を、技術資料に記載した配置予定技術者の中から選定しなければならない。</p> <p>なお、特殊な事情により配置予定技術者の中から選定することが困難な場合にあつては、「現場代理人等の変更承諾申請書」を提出し、総括監督員の承諾を得て技術資料に記載した技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定するものとする。また、選定後に技術資料に記載した者以外のものに特殊な事情により変更しようとする場合にあつても、変更前の技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定したうえで「現場代理人等の変更承諾申請書」を提出し、総括監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>ここでの特殊な事情とは、次に掲げる場合とし、(2)、(3)の交代の時期は、工事の継続性、品質確保等に支障が生じないようにしなければならない。</p> <p>(1) 病気、死亡、退職、出産、育児、介護等、やむを得ない場合 (2) 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合 (3) 契約工期が多年に及ぶ場合</p> <p><u>4</u> 受注者は、第 1 項の現場代理人等を変更した場合は、変更後 14 日以内に「変更選定通知書」を提出しなければならない。</p> <p><u>5</u> 受注者は、第 1 項の現場代理人、主任技術者<u>また</u>は監理技術者及び専門技術者の選定に当たっては、<u>軽微な工事を除き</u>、次に掲げる者を選定しなければならない。</p>	<p>受注者は、現場代理人、専任の主任技術者（以下「主任技術者」という。）又は専任の監理技術者（以下「監理技術者」という。）、専門技術者、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、専任の元方安全衛生管理者（以下「元方安全衛生管理者」という。）を定め、契約締結後 14 日以内に、「現場代理人等選定通知書」に「経歴書」を添えて発注者に提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等、その職務を遂行できないときは、その職務を代行する者（以下「元方安全衛生管理代理者」という。）をあらかじめ定め、契約締結後 14 日以内に前項の「現場代理人等選定通知書」を提出しなければならない。</p> <p>3 補修契約書第 8 条の規定に基づき設置する現場代理人、主任技術者又は監理技術者、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者は受注者に所属する者とする。ただし、統括安全衛生責任者は、1.5.2 第 6 項に該当する場合は、この限りではない。なお、受注者に所属する者とは、受注者直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。</p> <p>4 受注者は、入札前に技術資料を提出した工事にあつては現場代理人、主任技術者又はは監理技術者を、技術資料に記載した配置予定技術者の中から選定しなければならない。</p> <p>なお、特殊な事情により配置予定技術者の中から選定することが困難な場合にあつては、「現場代理人等の変更承諾申請書」を提出し、総括監督員の承諾を得て技術資料に記載した技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定するものとする。また、選定後に技術資料に記載した者以外のものに特殊な事情により変更しようとする場合にあつても、変更前の技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定したうえで「現場代理人等の変更承諾申請書」を提出し、総括監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>ここでの特殊な事情とは、次に掲げる場合とし、(2)、(3)の交代の時期は、工事の継続性、品質確保等に支障が生じないようにしなければならない。</p> <p>(1) 病気、死亡、退職、出産、育児、介護等、やむを得ない場合 (2) 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合 (3) 契約工期が多年に及ぶ場合</p> <p>5 受注者は、第 1 項の現場代理人等を変更した場合は、変更後 14 日以内に「変更選定通知書」を提出しなければならない。</p> <p>6 受注者は、第 1 項の現場代理人、主任技術者又はは監理技術者及び専門技術者の選定に当たっては、次に掲げる者を選定しなければならない。</p>	<p>変更</p>
		(略)
<p><u>6</u> 監理技術者の選定に当たっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を交付されている者のうちから選ばなければならない。また、必ず、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を携帯しなければならず、監督職員から提示を求められたときは、これに従わなければならない。</p>	<p>7 監理技術者の選定に当たっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を交付されている者のうちから選ばなければならない。また、必ず、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を携帯しなければならず、監督職員から提示を求められたときは、これに従わなければならない。</p>	<p>変更</p>
	<p>8 受注者は、第 1 項の総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者並びに第 2 項の元方安全衛生管理代理者の選定にあつては、次に掲げる者を選定しなければならない。</p>	<p>削除</p>
		(略)

新：機械設備維持補修工事共通仕様書（2019年4月）	旧：機械設備維持補修工事共通仕様書（平成30年7月）	改訂内容
1.1.23 受注者が確保すべき用地等	1.1.23 受注者が確保すべき用地等	
<p>1 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要な用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。</p>	<p>—設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び補修工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、補修工事の施工上必要な用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び専ら受注者が使用する用地等に伴う借地をいう。</p>	変更
		(略)
1.1.24 条件変更等の処理	1.1.24 条件変更等の処理	変更
		(略)
	<p>3 工事の一時中止については「工事一時中止ガイドライン（首都高速道路株式会社）」を遵守して行うものとする。</p>	移動
1.1.25 受注者の異議申立書の提出	1.1.25 受注者の異議申立書の提出	
<p>1 受注者または現場代理人は、発注者または監督職員からの指示に異議があるときは、10日以内に、発注者または監督職員に「異議申立書」を提出することができる。</p>	<p>—受注者又は現場代理人は、発注者又は監督職員からの指示に異議があるときは、10日以内に、発注者又は監督職員に「異議申立書」を提出することができる。</p>	変更
<p>2 前項の「異議申立書」の提出があったときは、発注者または監督職員は、その申立事項について、速やかに受注者または現場代理人と協議しなければならない。</p>	<p>2 前項の「異議申立書」の提出があったときは、発注者又は監督職員は、その申立事項について、速やかに受注者又は現場代理人と協議しなければならない。</p>	
<p>3 受注者は、前2項の「異議申立書」を提出したときであっても、1.1.26により総括監督員が工事の中止を通知したときを除き、工事の全部または一部を中止してはならない。</p>	<p>3 受注者は、前2項の「異議申立書」を提出したときであっても、1.1.26により総括監督員が補修工事の中止を通知したときを除き、補修工事の全部又は一部を中止してはならない。</p>	
<p>4 受注者または現場代理人が、異議申立書を第1項に定める期間内に発注者または監督職員に提出しなかったときは、指示を承諾したものとみなす。</p>	<p>4 受注者又は現場代理人が、異議申立書を第1項に定める期間内に発注者又は監督職員に提出しなかったときは、指示を承諾したものとみなす。</p>	
1.1.26 工事の中止	1.1.26 補修工事の中止	
<p>1 総括監督員は、補修契約書第18条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工または作業について一時中止を命じることができる。</p>	<p>総括監督員は、補修契約書第18条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、補修工事の全部又は一部の施工又は作業について一時中止を命じることができる。</p>	変更
<p>(1) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不相当と認めた場合。</p>	<p>(1) 関連する他の工事の進捗が遅れたため補修工事の続行を不相当と認めた場合。</p>	
<p>(2) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不相当または不可能となった場合。</p>	<p>(2) 補修工事着手後、環境問題等の発生により補修工事の続行が不相当又は不可能となった場合。</p>	
<p>(3) 第三者、受注者、使用人及び監督職員の安全のため必要があると認める場合。</p>	<p>(3) 第三者、受注者、使用人及び監督職員の安全のため必要があると認める場合。</p>	
<p>(4) 天候条件の変化により、作業が不相当な場合。</p>	<p>(4) 天候条件の変化により、作業が不相当な場合。</p>	変更
<p>(5) 交通渋滞が激しく、作業の続行が困難な場合。</p>	<p>(5) 交通渋滞が激しく、作業の続行が困難な場合。</p>	
<p>(6) 受注者が契約図書または監督職員の指示に従わないとき。</p>	<p>(6) 受注者が契約書類に違反した場合、又は監督職員の指示に従わない場合。</p>	
<p>2 受注者は、工事中止期間において、工事の出来形部分、工事現場に搬入した工事材料、工事仮設物、工事に必要な機械器具等工事現場に存在するすべてのものについて、監督職員と協議の上、その工事の維持保全に努めるとともに、工事の続行に備えて必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>2 受注者は、補修工事中止期間において、補修工事の出来形部分、補修工事現場に搬入した工事材料、工事仮設物、補修工事に必要な機械器具等工事現場に存在するすべてのものについて、監督職員と協議の上、その補修工事の維持保全に努めるとともに、補修工事の続行に備えて必要な措置を講じなければならない。</p>	

新：機械設備維持補修工事共通仕様書（2019年4月）	旧：機械設備維持補修工事共通仕様書（平成30年7月）	改訂内容
3 工事の一時中止については「工事一時中止ガイドライン（首都高速道路株式会社）」を遵守して行うものとする。		
1.1.27 不可抗力による損害	1.1.27 不可抗力による損害	変更
<p>補修契約書第27条第1項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 降雨に起因する場合で次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上のとき。</p> <p>ロ 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上のとき。</p> <p>ハ その他設計図書で定める基準</p> <p>(2) 強風に起因する場合</p> <p>最大風速（10分間の平均風速で最大のもの）が15m/秒以上であった場合。</p> <p>(3) 地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合</p> <p>地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあっては、周囲の状況により判断し、相当の範囲に渡って、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合。</p>	<p>補修契約書第27条第1項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 降雨に起因する場合で次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上のとき。</p> <p>ロ 1時間雨量（任意の連続60分における雨量をいう。）が20mm以上のとき。</p> <p>ハ その他設計図書で定める基準</p> <p>(2) 強風に起因する場合</p> <p>最大風速（10分間の平均風速で最大のもの）が15m/秒以上であった場合。</p> <p>(3) 地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合</p> <p>地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあっては、周囲の状況により判断し、相当の範囲に渡って、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合。</p>	変更
1.1.29 工事の完成	1.1.29 補修工事の完成	
1 受注者は、施工指示書に係る工事が完成したときは、補修契約書第28条第1項の規定に基づき、直ちに「維持補修工事完成届」を提出しなければならない。	—受注者は、 「施工指示書」 に係る補修工事が完成したときは、補修契約書第28条第1項の規定に基づき、直ちに「維持補修工事完成届」を提出しなければならない。	変更
2 工事の完成日とは工事が完成した日をいい、工事の完成とは次に掲げる事項の完成及び完了をいう。	2 補修工事の完成日とは補修工事が完成した日をいい、補修工事の完成とは次に掲げる事項の完成及び完了をいう。	
(1) 施工指示書により指示された工事が完成していること。	(1) 施工指示書により指示された補修工事が完成していること。	
(2) 補修契約書第15条第1項に基づく改造が完了していること。	(2) 補修契約書第15条第1項に基づく改造が完了していること。	
(3) 仮設物の撤去、跡片付け、整地、清掃等が完了していること。	(3) 仮設物の撤去、跡片付け、整地、清掃等が完了していること。	
(4) 次に掲げる書類等の整理が完了していること。ただし、次に掲げる書類等について設計図書に特別に定められている場合 <u>また</u> は監督職員が指示する場合は、その定めに従わなければならない。	(4) 次に掲げる書類等の整理が完了していること。ただし、次に掲げる書類等について設計図書に特別に定められている場合 又 は監督職員が指示する場合は、その定めに従わなければならない。	変更
	イ 施工指示書（写し）	移動
	ロ 維持補修工事書	移動
イ <u>施工指示書（写し）</u>	ハ <u>施工計画書</u>	変更
ロ <u>維持補修工事書</u>		追加
ハ <u>維持補修工事完成届</u>		追加
ニ <u>施工計画書</u> 及び <u>作業計画書</u>	ニ <u>作業計画書</u> 及び <u>実施工程表</u>	変更
ホ <u>実施工程表</u>		追加

新：機械設備維持補修工事共通仕様書（2019年4月）	旧：機械設備維持補修工事共通仕様書（平成30年7月）	改訂内容
ハ 工事打合せ簿	※ 工事打合せ簿	変更
ト 工事週報等	△ 工事週報等	変更
チ 材料検査に関する書類	⊥ 材料検査に関する書類	変更
リ 貸与品に関する書類	手 貸与品に関する書類	変更
ヌ 図面及び出来形図表	⊥ 図面及び出来形図表	変更
ル 現場検査カード	✕ 現場検査カード	変更
レ 工事写真	✕ 工事写真	変更
ロ 材料計算書	ヲ 材料計算書	変更
カ 管理カード	ヅ 管理カード	変更
	# 月報	削除
ヨコ 工事完了明細報告書	ヨ 工事完了明細報告書	追加
	タ 「保全情報管理システム管理カード作成仕様書」(首都高速道路株式会社平成22年7月制定)に基づき作成した管理カード	削除
ク その他検査に必要な書類、記録等	ヅ その他検査に必要な書類、記録等	変更
3 補修契約書第32条第3項に規定する遅延日数の算定は、次式によるものとする。 なお、不合格の通知日及び修補完了通知書受領日は、それぞれ補修契約書第28条第2項及び第6項に規定するものをいう。 遅延日数 = (完成届受領日 - 指示工期末日) + (修補完了通知書受領日 - 不合格の通知日)	3 補修契約書第32条第3項に規定する遅延日数の算定は、次式によるものとする。 なお、不合格の通知日及び修補完了通知書受領日は、それぞれ補修契約書第28条第2項及び第6項に規定するものをいう。 遅延日数 = (完成届受領日 - 指示工期末日) + (修補完了通知書受領日 - 不合格の通知日)	
4 受注者は、工事が完成したときは管理カードを作成し、電子データで提出しなければならない。なお、作成方法や様式等は監督職員からの指示によらなければならない。	4 受注者は、工事が完成したときは当社制定の「工事完了明細報告書マニュアル(受注者用)」に基づき監督職員から提出された工事完了明細報告書に記入し、監督職員の指示日までに電子データで提出しなければならない。この場合において、受注者は工事完了明細報告書の作成を第三者に委託、又は請負わせてはならない。ただし、工事完了明細報告書が不要な場合は、監督職員からの指示を行う。工事完了明細報告書は「電子納品等ガイドライン」の対象外とする。	変更
5 受注者は、工事が完成したときは自らの費用により工事完了明細報告書を作成し、監督職員の指示日までに電子データで提出しなければならない。なお、作成方法や様式等は監督職員からの指示によらなければならない。この場合において、受注者は工事完了明細報告書の作成を第三者に委託、または請負わせてはならない。ただし、工事完了明細報告書の作成・提出が不要な場合は、監督職員からの指示を行う。		追加
6 受注者は、1.8.2に掲げるしゅん功検査を受検し合格した場合は、「引渡書」とともに工事目的物を引渡すものとする。	5 受注者は、1.8.2に掲げるしゅん功検査を受検し合格した場合は、「引渡書」とともに工事目的物を引渡すものとする。	変更
1.1.30 工事のしゅん功	1.1.30 補修工事のしゅん功	変更

新：機械設備維持補修工事共通仕様書（2019年4月）	旧：機械設備維持補修工事共通仕様書（平成30年7月）	改訂内容						
<p>工事のしゅん功日とは補修契約書記載の工期末をいい、工事のしゅん功とは次に掲げる事項の完成及び完了をいう。</p> <p>(1) 施工指示書により指示されたすべての工事が完成していること。</p> <p>(2) 次に掲げる書類等の整理が完了していること。また、しゅん功図書については、「電子納品等運用ガイドライン」に基づき完了していること。ただし、設計図書に次に掲げる書類等の提出方法が特別に定められている場合は、その定めに従わなければならない。</p>	<p>補修工事のしゅん功日とは補修契約書記載の工期末をいい、補修工事のしゅん功とは次に掲げる事項の完成及び完了をいう。</p> <p>(1) 施工指示書により指示されたすべての補修工事が完成していること。</p> <p>(2) 次に掲げる書類等の整理が完了していること。また、しゅん功図書については、「電子納品等運用ガイドライン」に基づき完了していること。ただし、設計図書に次に掲げる書類等の提出方法が特別に定められている場合は、その定めに従わなければならない。</p>	変更						
イ 補修契約書（写し）及び維持補修工事請負現場説明書（写し）	イ 補修契約書（写し）及び維持補修工事請負現場説明書（写し）	変更						
ロ 契約単価表（写し）	ロ 契約単価表（写し）	変更						
ハ <u>施工指示書（写し）</u>		追加						
ニ 維持補修工事書	ハ 維持補修工事書	変更						
ホ <u>維持補修工事完成届</u>		追加						
ヘ <u>施工計画書及び作業計画書</u>	ニ 施工計画書	変更						
ト <u>実施工程表</u>		追加						
チ <u>工事打合せ簿</u>		追加						
	ホ しゅん功図書	削除						
リ <u>工事週報等</u>	ハ 年報	変更						
ヌ <u>材料検査に関する書類</u>		追加						
ル <u>貸与品に関する書類</u>		追加						
ヲ <u>現場検査カード</u>		追加						
ワ <u>工事写真</u>		追加						
カ <u>材料計算書</u>		追加						
ヨ <u>管理カード</u>		追加						
タ その他検査に必要な書類、記録等	ト その他検査に必要な書類、記録等	変更						
1.1.37 しゅん功図書	1.1.37 しゅん功図書	変更						
1 受注者は、 <u>当社制定「電子納品等運用ガイドライン」</u> に基づきしゅん功図書を作成し、 納品 しなければならない。ただし、設計図書にしゅん功図書の作成方法について、特別の定めのある場合は、その定めに従わなければならない。	—受注者は、 <u>表1.1に掲げる補修工事内容の各区分</u> に基づきしゅん功図書を作成し、 提出 しなければならない。ただし、設計図書にしゅん功図書の作成方法について、特別の定めのある場合は、その定めに従わなければならない。	変更						
	表1.1 補修工事内容によるしゅん功図書の作成方法							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 45%; text-align: center;">工事内容</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">納品の形式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td>新たに管理用図面を作成する必要がある工事</td> <td>「電子納品等運用ガイドライン」による。 —(しゅん功図面を作成)—</td> </tr> </tbody> </table>		工事内容	納品の形式	—	新たに管理用図面を作成する必要がある工事	「電子納品等運用ガイドライン」による。 —(しゅん功図面を作成)—	
	工事内容	納品の形式						
—	新たに管理用図面を作成する必要がある工事	「電子納品等運用ガイドライン」による。 —(しゅん功図面を作成)—						

新：機械設備維持補修工事共通仕様書（2019年4月）	旧：機械設備維持補修工事共通仕様書（平成30年7月）		改訂内容
	二	機器類並びに配管・配線類の仕様の変更、設置位置の変更及び除却・撤去等に類する工事	「電子納品等運用ガイドライン」による。 ただし、35mmマイクロ、A4観音製本集及びA3縮刷版製本集は不要とする。 （管理用図面等をもとにしゅん功図面を作成）
	三	欠損部補修及び塗装等に類する現況の機能回復を目的とした工事	工事写真・管理カード
	四	維持業務	工事写真
2 前項の規定にかかわらず、当社が完成した工事目的物を第三者に引き渡すため、しゅん功図書の作成方法を設計図書に定めるとき <u>また</u> は監督職員が 指示 したときは、受注者は、その 指示 に従わなければならない。	2 前項の規定にかかわらず、当社が完成した工事目的物を第三者に引き渡すため、しゅん功図書の作成方法を設計図書に定めるとき 又 は監督職員が指示したときは、受注者は、その指示に従わなければならない。		
1.1.39 建設副産物	1.1.39 建設副産物		<u>変更</u>
受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達 平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について、（建設大臣官房技術審議官通達 平成3年10月25日）、建設汚泥の再生利用に関するリサイクルガイドライン（国土交通省事務次官通達 平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。	受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達 平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について、（建設大臣官房技術審議官通達 平成3年10月25日）、建設汚泥の再生利用に関するリサイクルガイドライン（国土交通省事務次官通達 平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。		
2 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は搬出伝票、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（紙マニフェスト） <u>また</u> は電子マニフェストにより、適正に処理されているか 確認 するとともに、監督職員が請求したときは、遅滞なく 提示 しなければならない。	2 受注者は、建設副産物が搬出される補修工事にあたっては、建設発生土は搬出伝票、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（紙マニフェスト） 又 は電子マニフェストにより、適正に処理されているか確認するとともに、監督職員が請求したときは、遅滞なく提示しなければならない。		<u>変更</u>
<u>3 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</u>			<u>追加</u>
<u>4 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</u>			<u>追加</u>
<u>5 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。</u>			<u>追加</u>
<u>6 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。また、建設副産物実態調査（センサス）についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し調査票を監督職員へ提出すること。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとする。なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。</u>			<u>追加</u>
7 受注者は、建設廃棄物の処理にあたっては、工事着手に先立ち、建設廃棄物処理計画を作成し、1.4.3で規定する工事施工計画書に記載しなければならない。また、工事完成后、速やかに建設廃棄物処理実施書を 提出 しなければならない。なお、建設廃棄物のうち、産業廃棄物については電子マニフェストを使用している場合、（公財）日本産業廃	3 受注者は、建設廃棄物の処理にあたっては、補修工事着手に先立ち、建設廃棄物処理計画を作成し、1.4.3で規定する補修工事施工計画書に記載しなければならない。また、補修工事完成后、速やかに建設廃棄物処理実施書を提出しなければならない。なお、建設廃棄物のうち、産業廃棄物については電子マニフェストを使用している場合、（公財）		<u>変更</u>

新：機械設備維持補修工事共通仕様書（2019年4月）	旧：機械設備維持補修工事共通仕様書（平成30年7月）	改訂内容
<p>棄物処理振興センターの電子媒体提供サービスにより提供された電子媒体を提出することにより「建設廃棄物処理実施書」の提出に代えることができる。</p>	<p>日本産業廃棄物処理振興センターの電子媒体提供サービスにより提供された電子媒体を提出することにより「建設廃棄物処理実施書」の提出に代えることができる。</p>	
<p>8 受注者は、発生材のうちPCBを含む電気機器については、特別管理産業廃棄物として、以下のとおり処理すること。</p>	<p>4 受注者は、発生材のうちPCBを含む電気機器については、特別管理産業廃棄物として、以下のとおり処理すること。</p>	<p>変更</p>
<p>(1) PCBが飛散、流出及び地下への浸透等がないように適当な容器に納め、適切な場所に保管し、工事完成後、監督職員に引渡すこと。</p>	<p>(1) PCBが飛散、流出及び地下への浸透等がないように適当な容器に納め、適切な場所に保管し、補修工事完成後、監督職員に引渡すこと。</p>	
<p>(2) PCBを含む機器類の取扱作業は、必ず補修基地内で行い、補修基地外に搬出しない。</p>	<p>(2) PCBを含む機器類の取扱作業は、必ず補修基地内で行い、補修基地外に搬出しない。</p>	
<p>(3) PCBを含む機器の取扱いについては、(1)及び(2)によるほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)によるものとする。</p>	<p>(3) PCBを含む機器の取扱いについては、(1)及び(2)によるほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)によるものとする。</p>	
<p>9 受注者は、「建設工事に関する資材の再資源化等に関する法律」第10条に基づき当社が都道府県知事等に届け出る内容について、同法第12条に基づき書面を作成し、1.4.3で規定する施工計画書に記載し、監督職員に提出のうえ、説明しなければならない。</p>	<p>5 受注者は、「建設工事に関する資材の再資源化等に関する法律」第10条に基づき当社が都道府県知事等に届け出る内容について、同法第12条に基づき書面を作成し、1.4.3で規定する施工計画書に記載のうえ、説明しなければならない。</p>	<p>変更</p>
<p>1.1.42 工事関係者に対する措置請求</p>	<p>1.1.42 工事関係者に対する措置請求</p>	
<p>1 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p>	<p>—発注者又は監督職員は、現場代理人（統括安全衛生責任者と兼任する現場代理人にあつてはそれらの者の職務を含む。）が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p>	<p>変更</p>
<p>2 発注者または監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者、専任技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p>	<p>2 発注者又は監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者又は統括安全衛生責任者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）、総括安全衛生監理者、元方安全衛生管理者、元方安全衛生管理代理者が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p>	
<p>第2節 照 査</p>	<p>第2節 照 査</p>	
<p>1.2.1 設計図書等の照査</p>	<p>1.2.1 設計図書等の照査</p>	
<p>1 受注者は、監督職員が必要と認めた場合は、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書等の照査を行い、「設計計算書等照査報告書」を提出しなければならない。</p>	<p>—受注者は、監督職員が必要と認めた場合は設計図書等の照査を行い、「設計計算書等照査報告書」を提出しなければならない。</p>	<p>変更</p>
<p>2 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に設計図書の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、機械設備工事共通仕様書その他各種要領等販売されているものについては、受注者が備えるものとする。</p>	<p>2 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に設計図書の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、機械設備工事共通仕様書その他各種要領等販売されているものについては、受注者が備えるものとする。</p>	
<p>1.3.2 工事に伴う調査</p>	<p>1.3.2 補修工事に伴う調査</p>	<p>変更</p>
<p>受注者は、施工計画書の立案、工事の安全対策等に必要なものについては、自らの責任と費用により調査を行い、補修契約書第16条の条件変更が生じる場合は、速やかに監督</p>	<p>受注者は、施工計画書の立案、補修工事の安全対策等に必要なものについては、自らの責任と費用により調査を行い、補修契約書第16条の条件変更が生じる場合は、速やかに</p>	

新：機械設備維持補修工事共通仕様書（2019年4月）	旧：機械設備維持補修工事共通仕様書（平成30年7月）	改訂内容
職員に 確認 の請求を行わなければならない。	監督職員に確認の請求を行わなければならない。	
第4節 施工管理	第4節 施工管理	
1.4.1 一般	1.4.1 一般	変更
受注者は、工事目的物が 契約図書 に適合するよう工事を施工するために、自らの責任により設備、組織等の施工管理体制を確立しなければならない。	受注者は、補修工事目的物が 契約書類 に適合するよう補修工事を施工するために、自らの責任により設備、組織等の施工管理体制を確立しなければならない。	変更
1.4.3 施工計画書	1.4.3 施工計画書	変更
1 受注者は、 <u>工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等について</u> の「施工計画書」を 監督職員に提出し、施工計画書を遵守し工事の施工にあたら なければならない。 <u>この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。</u> また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、緊急応急対策作業及び積雪凍結対策作業については、別途当該各章に規定する施工計画書を作成するものとする。	—受注者は、 <u>契約後速やかに次の各号に掲げる事項を記載した</u> 「施工計画書」を提出しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、緊急応急対策作業及び積雪凍結対策作業については、別途当該各章に規定する施工計画書を作成するものとする。	変更
(1) 工事概要	(1) 補修 工事概要	削除
<u>(2) 実施工程表(事前に1.4.2により、監督職員の承諾を得ること。)</u>		追加
(3) 現場組織表	(2) 現場組織 図	変更
(4) 緊急時の体制	(3) 緊急時の体制 (連絡体制含む)	変更
	(4) 仮設備計画	削除
	(5) 保安設備	削除
	(6) 主要材料(品名、規格、製造業者名を記載する。)	削除
(5) 主要機械	(7) 主要機械	変更
(6) 主要資材		追加
(7) 施工方法 <u>(主要機械、仮設備計画、保安設備、工事用地等を含む。設備数量一覧及び点検計画周期を記載する。)</u>	(8) 施工計画 (設備数量一覧及び点検計画周期を記載する。)	変更
<u>(8) 施工管理計画(品質管理、出来高管理、写真管理)</u>		追加
<u>(9) 安全管理</u>		追加
	(9) 土砂等搬送計画	削除
(10) 交通管理	(10) 工事用道路の維持管理、補修及び使用方法等計画	変更
(11) 環境対策	(11) 環境対策	
<u>(12) 現場作業環境の整備</u>		追加
	(12) 安全衛生管理(リスクアセスメント実施計画も記載する。)	削除
	(13) 防災対策計画	削除

新：機械設備維持補修工事共通仕様書（2019年4月）	旧：機械設備維持補修工事共通仕様書（平成30年7月）	改訂内容
	(14) 社内検査体制（工種毎の検査責任者及び検査項目を記載する。）	削除
	(15) 品質出来形管理体制	削除
(13) <u>再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法</u>	(16) 建設廃棄物処理計画	変更
(14) その他(例：ETC業務用カードの管理等)	(17) その他必要と認められる事項(ETC業務用カードの管理等)	変更
2 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、当該工事に着手する前に変更施工計画書を提出しなければならない。なお、その後変更が生じた場合には、その都度、当該箇所について変更施工計画書の差替えを行い、合わせて削除、追記等その変更内容を記した履歴簿を添付すること。なお、差替える内容が、提出した作業計画書と重複する場合には、変更施工計画書に当該の作業計画書を差し込むこと。併せて、作業計画書を差込んだことがわかるよう整理すること。	2 受注者は、 「施工計画書」 の内容に変更が生じた場合には、 その都度 当該補修工事に着手する前に 「変更施工計画書」 を提出しなければならない。なお、その後変更が生じた場合には、その都度、当該箇所について 「変更施工計画書」 の差替えを行い、合わせて削除、追記等その変更内容を記した履歴簿を添付すること。なお、差替える内容が、提出した作業計画書と重複する場合には、変更施工計画書に当該の作業計画書を差込むこと。併せて、作業計画書を差込んだことがわかるよう整理すること。	変更
3 受注者は、工種ごとの施工体制、細部計画等工事の進捗にあわせて施工計画を立てる必要がある場合には、監督職員の承諾を得て、施工計画書または変更施工計画書を分割することができる。ただし、この場合においても当該工種の施工に着手する前に提出しなければならない。	3 受注者は、工種ごとの施工体制、細部計画等補修工事の進捗にあわせて施工計画を立てる必要がある場合には、監督職員の承諾を得て、 「施工計画書」 又は 「変更施工計画書」 を分割することができる。ただし、この場合においても当該工種の施工に着手する前に提出しなければならない。	変更
1.4.6 作業計画書	1.4.6 作業計画書	
1 受注者は、設計図書に定められているとき、 <u>または監督職員からの指示があった場合には、当該作業着手前に、以下の事項を記載した「作業計画書」を提出しなければならない。</u>	受注者は、設計図書に定めのあるとき又は監督職員が必要と認め指示したときは、当該作業着手前に、作業順序、作業方法、社内検査体制等の詳細を記載した「作業計画書」を提出しなければならない。	変更
(1) <u>現場組織表(当該作業に関する施工体制)</u>		
(2) <u>当該工種の施工方法（施工順序及び施工範囲含む）</u>		
(3) <u>使用資材</u>		
(4) <u>使用機械</u>		
(6) <u>施工管理計画（品質管理、出来形管理、写真管理・社内検査体制）</u>		
(7) <u>その他各節に特に定める事項等</u>		
2 受注者は、作業計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該作業着手前に変更に関する事項について、「変更作業計画書」を提出しなければならない。	2 受注者は、 「作業計画書」 の内容に変更が生じた場合には、その都度当該作業着手前に変更に関する事項について、「変更作業計画書」を提出しなければならない。	
3 作業計画書に記載される内容が、既に提出されている施工計画書もしくは変更施工計画書に記載され、提出されている場合には監督職員の承諾を受けた上で、当該作業の「作業計画書」の提出を省略することができる。	3 作業計画書に記載される内容が、既に提出されている施工計画書もしくは変更施工計画書に記載され、提出されている場合には監督職員の承諾を受けた上で、当該作業の「作業計画書」の提出を省略することができる。	
4 <u>受注者は、あらかじめ監督職員に承諾を受けた場合には、作業計画書に記載すべき内容を施工計画書もしくは変更施工計画書に記載することで作業計画書の提出を省略することができる。</u>		
5 提出した作業計画書の内容を変更施工計画書に反映する必要がある場合には、当該の作業計画書を変更施工計画書に差し込むこと。	4 提出した作業計画書の内容を変更施工計画書に反映する必要がある場合には、当該の作業計画書を変更施工計画書に差込むこと。	

新：機械設備維持補修工事共通仕様書（2019年4月）	旧：機械設備維持補修工事共通仕様書（平成30年7月）	改訂内容
<p>1.4.10 現場社内検査</p>	<p>1.4.10 現場社内検査</p>	
<p>受注者は、「施工計画書」<u>また</u>は「作業計画書」に基づき、工事の施工段階において、自らの責任と費用により現場社内検査を行わなければならない。</p>	<p>受注者は、「施工計画書」又は「作業計画書」に基づき、補修工事の施工段階において、自らの責任と費用により現場社内検査を行わなければならない。</p>	<p><u>変更</u></p>
<p>2 受注者は、監督職員の請求に対し、前項の現場社内検査の結果を、直ちに提示しなければならない。</p>	<p>2 受注者は、監督職員の請求に対し、前項の現場社内検査の結果を、直ちに提示しなければならない。</p>	
<p>3 受注者は、現場社内検査責任者を定め、「施工計画書」<u>また</u>は「作業計画書」に記載しなければならない。なお、現場社内検査責任者は、主任（監理）技術者及び受注者に所属する専門技術者がこれを兼ねることができる。</p>	<p>3 受注者は、現場社内検査責任者を定め、「施工計画書」又は「作業計画書」に記載しなければならない。なお、現場社内検査責任者は、主任（監理）技術者及び受注者に所属する専門技術者がこれを兼ねることができる。</p>	
<p>4 受注者は、工事の施工について、現場監督員の立会を受ける場合は、事前に現場社内検査を実施しなければならない。また、その結果を現場監督員が請求した場合は、直ちに提示しなければならない。</p>	<p>4 受注者は、補修工事の施工について、現場監督員の立会を受ける場合は、事前に現場社内検査を実施しなければならない。また、その結果を現場監督員が請求した場合は、直ちに提示しなければならない。</p>	
<p><u>5 受注者は、現場社内検査について、あらかじめその頻度を計画できる場合には施工計画書にその頻度を記載しなければならない。また、作業が定期的となった場合や、品質及び出来形に均一性が確認できる場合には、監督職員と協議の上、その頻度を見直すことができる。</u></p>		
<p>1.4.11 工事週報等</p>	<p>1.4.11 工事週報等</p>	
<p><u>1</u> 受注者は、翌週に予定している工事内容並びに翌週の現場における工事材料検査及び工事施工立会予定を記載した「工事週報・立会検査願」を作成し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに提出するとともに、工事の実施後はその電子データに実施した工事の内容を記載して速やかに提出しなければならない。ただし、電子メールによる提出が困難な場合は、紙による提出も可能とする。</p>	<p>—受注者は、翌週に予定している工事内容並びに翌週の現場における工事材料検査及び工事施工立会予定を記載した「工事週報・立会検査願」を作成し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに提出するとともに、工事の実施後はその電子データに実施した工事の内容を記載して速やかに提出しなければならない。ただし、電子メールによる提出が困難な場合は、紙による提出も可能とする。なお、提出されたものを整備・保管し、しゅん功検査、一部しゅん功検査、中間検査時に確認できるようにしなければならない。</p>	<p><u>変更</u></p>
<p>2 前項において、準備工、工場製作工等の期間は、「工事週報・立会検査願」の工事週報に関する項目の作成及び提出を省略することができる。<u>この場合、省略する期間を打合せ簿により主任監督員に報告すること。ただし、主任監督員から提出の指示があった場合にはこの限りではない。</u></p>	<p>2 前項において、準備工、工場製作工等の期間<u>及びその他の補修工事</u>は、<u>監督職員の承諾を受けたうえで</u>「工事週報・立会検査願」の工事週報に関する項目の作成及び提出を省略することができる。</p>	
<p><u>3 第1項において、監督職員が認めた工事については「工事週報・立会検査願」を省略することができる。</u></p>		
<p><u>4</u> 受注者は、第1項の「工事週報・立会検査願」による工事の予定の内容に変更が生じたときは、速やかに報告しなければならない。なお、報告方法については、第1項の提出方法に準ずるものとする。</p>	<p>3受注者は、第1項の「工事週報・立会検査願」による工事の予定の内容に変更が生じたときは、速やかに報告しなければならない。なお、報告方法については、第1項の提出方法に準ずるものとする。</p>	
<p></p>	<p>4—受注者は、作業日誌、材料受払簿、施工管理試験記録その他必要な帳簿を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p>	
<p>1.4.13 作業用機械の選定等</p>	<p>1.4.13 作業用機械の選定等</p>	
<p>1 受注者は、工事に使用する建設機械の選定、使用等について、<u>承諾 1.4.14</u>に示される機械を選定、使用等しなければならない。</p>	<p>1 受注者は、補修工事に使用する建設機械の選定、使用等について、<u>設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、条件のよい機械がある場合には、監督職員の承諾を得て使用することがで</u></p>	<p><u>変更</u></p>

新：機械設備維持補修工事共通仕様書（2019年4月）	旧：機械設備維持補修工事共通仕様書（平成30年7月）	改訂内容
	きる。	
	2	
	受注者は、「騒音規制法」第14条及び「振動規制法」第14条に基づき、区市に届出を行ったときは、速やかに監督職員に報告しなければならない。	
2 受注者は、作業用機械の操作、組立 <u>また</u> は解体にあたっては、安全に配慮し、その周辺に人的・物的な危害を与えないよう自らの責任と費用により必要な措置を講じなければならない。	3 受注者は、作業用機械の操作、組立 又 は解体にあたっては、安全に配慮し、その周辺に人的・物的な危害を与えないよう自らの責任と費用により必要な措置を講じなければならない。	
1.4.16 支給材料及び貸与品	1.4.16 支給材料及び貸与品	変更
支給材料及び貸与品については、補修契約書第13条の規定によるほか、次の各号によらなければならない。	支給材料及び貸与品については、補修契約書第13条の規定によるほか、次の各号によらなければならない。	
(1) 受注者は、支給材料及び貸与品を補修契約書第13条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。	(1) 補修契約書第13条第 1 項に規定する引渡場所について、 設計図書に記載がない場合は、監督職員の指示によらなければならない。	変更
(2) 受注者は、補修契約書第13条第1項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合は、 <u>引き渡しの日から7日以内</u> 「支給材料・貸与材料使用明細書」を提出しなければならない。	(2) 受注者は、補修契約書第13条第1項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合は、 速やかに 「支給材料・貸与材料使用明細書」を提出しなければならない。	変更
(3) 承諾補修契約書第13条第1項に規定する「引渡場所」は、設計図書または監督職員の指示によるものとする。		追加
	(3) 受注者は、支給材料又は貸与品の保管場所の整備を行い、支給材料又は貸与品の受入れに支障のないようにしなければならない。この場合において、保管場所の位置、面積、構造等及び支給材料又は貸与品の貯蔵方法等について監督職員の承諾を得なければならない。	削除
(4) 受注者は、支給材料 <u>及び</u> 貸与品 <u>の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。</u>	(4) 受注者は、支給材料 又は 貸与品 について、当社から支給又は貸与されたものであること を明らかに識別できるようにしておかなければならない。	変更
	(5) 受注者は、支給材料又は貸与品については、設計図書で定められた使用目的以外の用途に使用してはならない。	削除
(5) 受注者は、 <u>しゅん功時（しゅん功前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点）に、「支給材料・貸与材料返還通知書」を、監督職員を通じて発注者に提出</u> しなければならない。	(6) 受注者は、 毎月5日までに「支給材料・貸与品使用管理状況一覧表」を提出し、支給材料及び貸与品について、前月分の使用及び保管の状況を明らかにしなければならない。	変更
(6) <u>受注者は、補修契約書第13条第9項「不用となった支給材料または貸与品」の規定に基づき返還する場合、「支給材料・貸与材料返還通知書」を提出し、監督職員の指示を受けなければならない。</u>		追加
なお、 <u>受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。</u>		追加
(7) <u>受注者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。</u>		追加
(8) 受注者は、貸与鋼材の使用に当たって溶接 <u>または</u> 切断を行う場合は、「貸与鋼材溶接・切断願」を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。	(7) 受注者は、貸与鋼材の使用に当たって溶接 又は 切断を行う場合は、「貸与鋼材溶接願 又は 貸与鋼材切断願」を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。	変更
(9) <u>受注者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。</u>		追加

新：機械設備維持補修工事共通仕様書（2019年4月）	旧：機械設備維持補修工事共通仕様書（平成30年7月）	改訂内容
(10) <u>支給材料及び貸与物件の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。</u>		追加
(11) <u>受注者は、支給材料または貸与品について、当社から支給または貸与されたものであることを明らかに識別できるようにしておかなければならない。</u>		追加
(12) 受注者は、当社から貸与される機械器具の使用に当たっては、当社制定の「機械器具貸与仕様書」の規定によらなければならない。	(8) 受注者は、当社から貸与される機械器具の使用に当たっては、当社制定の「機械器具貸与仕様書」の規定によらなければならない。	変更
	(9) 受注者は、補修契約書第13条第9項に定める「不用となった支給材料又は貸与品の返還」については、「返還材料調書」又は「貸与材料返還通知書」を提出し、監督職員の指示を受けなければならない。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできない。	削除
1.4.17 工事現場発生品	1.4.17 現場発生品	
	受注者は、補修工事の施工に伴い、設計図書に定めのない現場発生品を発見したときは、直ちに報告し、監督職員の指示を受けるとともに、当該発生品の品名、規格及び数量について監督職員の確認を受けた後、「発生品報告書」を提出しなければならない。	変更
1 受注者は、 <u>指示設計図書に定められた現場発生品について、設計図書または監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。</u>	2 受注者は、 <u>補修工事の施工によって生じた現場発生品について、監督職員の指示する場所で引き渡さなければならない。</u>	
2 受注者は、 <u>指示第1項以外のものが発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引き渡しを指示したものについては、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。</u>		
第5節 安全衛生管理	第5節 安全衛生管理	
		(略)
1.5.2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者	1.5.2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者	変更
1 受注者は、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を配置し、安全衛生管理の業務に従事させなければならない。	受注者は、1.1.16に規定する総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を配置し、安全衛生管理の業務に従事させなければならない。統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者は、現場又は補修基地に常駐させなければならない。	
2 <u>受注者は、前項により、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者を配置した場合には、「総括安全衛生監理者等選定通知書」に経歴書を添えて提出しなければならない。</u>	2 総括安全衛生監理者は、次に掲げる業務を遂行しなければならない。	
3 <u>受注者は、前項の元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等、その職務を遂行できないときは、その職務を代行する者(以下「元方安全衛生管理代理者」という。)をあらかじめ定め、前項の「総括安全衛生管理者等選定通知書」により提出しなければならない。</u>		
4 <u>前項により配置する総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者は受注者に所属する者とする。ただし、統括安全衛生責任者は、1.5.2の第11項に該当する場合は、この限りではない。なお、受注者に所属する者とは、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。</u>		

新：機械設備維持補修工事共通仕様書（2019年4月）	旧：機械設備維持補修工事共通仕様書（平成30年7月）	改訂内容
5 受注者は、第1項及び第3項の総括安全衛生監理者等を変更したときは、変更後14日以内に「変更選定通知書」を提出しなければならない。		追加 変更
6 受注者は、第1項の総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者並びに第3項の元方安全衛生管理代理者の選定に当たっては、次に掲げる者を選定しなければならない。		
(1) 総括安全衛生監理者		
受注者から店社において受注工事現場の安全衛生について統括安全衛生責任者の指導・監督する権限を与えられた者		
(2) 統括安全衛生責任者		
労働安全衛生法第15条に規定する統括安全衛生責任者(当該場所においてその実施を統括管理する者)		
(3) 元方安全衛生管理者		
労働安全衛生法第15条の2に規定する元方安全衛生管理者で、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者		
(4) 元方安全衛生管理代理者 労働安全衛生法第15条の2に規定する元方安全衛生管理者と同等の資格及び権限を有し、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者		
7 総括安全衛生監理者は、次に掲げる業務を遂行しなければならない。		
(1) 労働者の危険または健康障害を防止するための措置に関すること。	(1) 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。	
(2) 労働者の安全または衛生のための教育の実施に関すること。	(2) 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。	
(3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。	(3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。	
(4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。	(4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。	
(5) 毎月1回以上工事現場内外を巡視して工事現場の状況を把握し、「施工計画書」とおり工事の施工及び安全衛生管理が行われているかどうかの確認をすること。	(5) 毎月1回以上補修工事現場内外を巡視して補修工事現場の状況を把握し、「施工計画書」とおり補修工事の施工及び安全衛生管理が行われているかどうかの確認をすること。	
(6) 工事を進める上で安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、統括安全衛生責任者に速やかに処置を指示すること。	(6) 補修工事を進める上で安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、統括安全衛生責任者に速やかに処置を指示すること。	
(7) 現場で組織される安全協議会等に随時参加し、安全衛生に必要な業務を行うこと。	(7) 現場で組織される安全協議会等に随時参加し、安全衛生に必要な業務を行うこと。	
(8) その他労働災害を防止するための措置に関すること。	(8) その他労働災害を防止するための措置に関すること。	
8 統括安全衛生責任者は、現場または補修基地に常駐し、労働安全衛生法第15条及び第30条第1項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を管理しなければならない。	3 統括安全衛生責任者は、現場又は補修基地に常駐し、労働安全衛生法第15条及び第30条第1項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を管理しなければならない。	変更
	(1) 補修工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、直ちに処置し、その結果をとりまとめた上で監督職員に報告しなければならない。	
	(2) 災害及び事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、直ちに付近住民、一般通行人その他の第三者及び必要があるときは労働者等を補修工事現場周辺から退去させ、報告するとともに関係機関に連絡しなければならない。	
	4 元方安全衛生管理者は、現場又は補修基地に常駐し、労働安全衛生法第15条の2及	

新：機械設備維持補修工事共通仕様書（2019年4月）	旧：機械設備維持補修工事共通仕様書（平成30年7月）	改訂内容
	<p>び第30条第1項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を管理しなければならない。</p>	
	<p>なお、元方安全衛生管理者は、他の技術者と兼務できない。</p>	
<p>(1) 工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等 <u>の必要がある</u>場合は、<u>直ち</u>に処置すること。</p>	<p>(1) 補修工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等 <u>を行う</u>場合は、<u>統括安全衛生責任者と連絡を密にして、速やかに</u>処置すること。</p>	
<p>(2) 災害及び事故が発生したときまたは発生するおそれがあるときは、直ちに付近住民、一般通行人その他の第三者及び必要があるときは労働者等を工事現場周辺から退去させ、報告するとともに関係機関に連絡しなければならない。</p>		
<p><u>9 元方安全衛生管理者は、現場または補修基地に専属するものとし、労働安全衛生法第15条の2及び第30条第1項に規定されている業務のほか工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、統括安全衛生責任者と連絡を密にして、速やかに処置しなければならない。また、労働安全衛生法第29条に基づき実施した指導、指示の記録を整備し、これを整理・保管し、現場監督員が請求した場合は、直ちに提示しなければならない。</u></p>		
	<p>(2) 安全衛生管理について、安全衛生管理日誌を毎日作成し、監督職員が請求した場合及びしゅん功検査、一部しゅん功検査、中間検査時に提示すること。提示のみを義務づけるが、納品は不要とする。なお、様式については、当社で定めるものを標準とするが、受注者が標準ではない様式を希望する場合には、予め施工計画書にその様式を添付し、監督職員の承諾を得ることにより、標準の様式に代えることができるものとする。</p>	
<p><u>10 元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等その職務を遂行できないときは、前項に定める元方安全衛生管理者の業務を遂行しなければならない。</u></p>	<p>5 元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等その職務を遂行できないときは、現場又は補修基地に常駐し、前項に定める元方安全衛生管理者の業務を遂行しなければならない。</p>	
<p><u>なお、この場合、代理を務める期間にあつては現場に専属の者でなければならない。</u></p>		
	<p>なお、元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者が不在となる等、その職務を遂行できないときにあつては、他の技術者と兼務できない。</p>	
<p><u>11 主任監督員は、一の場所において二以上の工事が混在して施工をする場合、労働安全衛生法第30条第2項の規定により、受注者と協議の上、現場を統括管理する主たる統括安全衛生管理義務者（原則として統括安全衛生責任者）を指名し通知するものとする。</u></p>	<p>6 主任監督員は、一の場所において二以上の工事が混在して施工をする場合、労働安全衛生法第30条第2項の規定により、受注者と協議の上、現場を統括管理する主たる統括安全衛生管理義務者（原則として統括安全衛生責任者）を指名し通知するものとする。</p>	
<p><u>12 受注者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。</u></p>	<p>7 受注者は、補修工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。</p>	
<p>1.5.11 交通安全管理</p>	<p>1.5.11 交通安全管理</p>	
<p><u>1 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事の施工に伴う損害を及ぼした場合は、補修契約書第26条によって処置するものとする。</u></p>	<p>—受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事の施工に伴う損害を及ぼした場合は、補修契約書第26条によって処置するものとする。</p>	<p><u>変更</u></p>
<p>2 受注者は、工事車両による土砂等、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸</p>	<p>2 受注者は、補修工事車両による土砂等、補修工事用資材及び機械などの輸送を伴う補修工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸</p>	

新：機械設備維持補修工事共通仕様書（2019年4月）	旧：機械設備維持補修工事共通仕様書（平成30年7月）	改訂内容
送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。	輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。	
3 受注者は、当社管理外の供用中の道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（内閣府・国土交通省令第4号、平成26年5月26日改正）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日）、道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知、昭和47年2月）及び道路工事保安施設設置基準（国関整道管第65号、平成18年4月1日）に基づき、安全対策を講じなければならない。	3 受注者は、当社管理外の供用中の道路に係る補修工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（内閣府・国土交通省令第4号、平成26年5月26日改正）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日）、道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知、昭和47年2月）及び道路工事保安施設設置基準（国関整道管第65号、平成18年4月1日）に基づき、安全対策を講じなければならない。	
4 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。	4 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。	
5 受注者は、工事用道路の使用開始前に関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に 指示 する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。	5 受注者は、工事用道路の使用開始前に関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。	
6 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。	6 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。	
7 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合には、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。	7 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合には、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。	
8 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料 また は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の補修作業終了時及び何らかの理由により保全作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。	8 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料 又 は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の補修作業終了時及び何らかの理由により保全作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。	変更
9 受注者は、首都高速道路上の施工にあたり、当社制定の高速道路上工事の保安施設実施要領に基づくほか、設計図書及び監督職員の 指示 に従い、一般通行車両への安全対策並びに使用人等の保安に万全を期さなければならない。	9 受注者は、首都高速道路上の施工にあたり、当社制定の高速道路上工事の保安施設実施要領に基づくほか、設計図書及び監督職員の指示に従い、一般通行車両への安全対策並びに使用人等の保安に万全を期さなければならない。	
10 受注者は、首都高速道路上で作業を行う場合は、事前に補修工事等調整システムに入力するとともに他の工事との調整を図らなければならない。なお、首都高速道路以外の道路との管理境で作業を行う場合については監督職員の 指示 に従わなければならない。	10 受注者は、首都高速道路上で作業を行う場合は、事前に補修工事等調整システムに入力するとともに他の工事との調整を図らなければならない。なお、首都高速道路以外の道路との管理境で作業を行う場合については監督職員の指示に従わなければならない。	
11 受注者は、首都高速道路上での作業開始時間帯が設計図書に明記されていない場合は、監督職員の 指示 を受けなければならない。	11 受注者は、首都高速道路上での作業開始時間帯が設計図書に明記されていない場合は、監督職員の指示を受けなければならない。	
12 受注者はチェックシートにより、作業前ミーティング等において、運転者の運転免許証、健康状態、酒気帯びの有無をチェックするなど、運転者の法令遵守及び安全管理に努めなければならない。なお、監督職員からチェックシートの提出指示があった場合は、速やかに 提出 すること。	12 受注者はチェックシートにより、作業前ミーティング等において、運転者の運転免許証、健康状態、酒気帯びの有無をチェックするなど、運転者の法令遵守及び安全管理に努めなければならない。なお、監督職員からチェックシートの提出指示があった場合は、速やかに提出すること。	
13 受注者はチェックシートにより、作業前ミーティング等において、運転者の運転免許証、健康状態、酒気帯びの有無をチェックするなど、運転者の法令遵守及び安全管理に努め、 確認の記録を整備し なければならない。なお、監督職員から 指示 があった場合は、速やかに 提示 すること。	13 受注者はチェックシートにより、作業前ミーティング等において、運転者の運転免許証、健康状態、酒気帯びの有無をチェックするなど、運転者の法令遵守及び安全管理に努めなければならない。なお、監督職員から チェックシートの提出 指示があった場合は、速やかに 提出 すること。	変更

新：機械設備維持補修工事共通仕様書（2019年4月）	旧：機械設備維持補修工事共通仕様書（平成30年7月）	改訂内容
1.5.12 安全・訓練等の実施	1.5.12 安全・訓練等の実施	
<p><u>1</u> 受注者は、「土木請負工事における安全・訓練等の実施について（建設大臣官房技術調査室長通達 平成4年3月19日）」<u>及び建設工事の安全対策に関する措置について（建設大臣官房技術調査室 平成4年4月14日）</u>に基づき、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。</p>	<p>—受注者は、「土木請負工事における安全・訓練等の実施について（建設大臣官房技術調査室長通達 平成4年3月19日）」に基づき、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。</p>	変更
(1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育	(1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育	
(2) 当該工事内容等の周知徹底	(2) 当該補修工事内容等の周知徹底	
(3) 土木工事安全衛生管理指針等の周知徹底	(3) 土木工事安全衛生管理指針等の周知徹底	
(4) 当該工事における現場組織図及び緊急時の体制の確認	(4) 当該補修工事における現場組織図及び緊急時の体制の確認	
(5) 当該工事における災害対策訓練	(5) 当該補修工事における災害対策訓練	
(6) 当該工事現場で予想される事故対策	(6) 当該補修工事現場で予想される事故対策	
(7) その他、安全・訓練等として必要な事項	(7) その他、安全・訓練等として必要な事項	
2 受注者は、当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を「施工計画書」に記載しなければならない。	2 受注者は、当該補修工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を「施工計画書」に記載しなければならない。	
3 受注者は、安全・訓練等の実施状況をビデオ等 <u>または</u> 工事週報等に記録し、 <u>監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。</u>	3 受注者は、安全・訓練等の実施状況をビデオ等 又 は工事週報等に記録し、 報告しなければならない。	変更
		(略)
第6節 監督職員が行う検査	第6節 監督職員が行う検査	
1.6.1 一般	1.6.1 一般	変更
<p><u>1</u> 監督職員は、設計図書及び施工指示書に定められた出来形及び品質を確保するため、書類 <u>または</u> 立会 により、出来形、品質、数量等を 確認 する検査を行うものとする。この場合において、受注者が 1.4.9 により 提示 した現場社内検査の結果を参考とする。</p>	<p>監督職員は、設計図書及び施工指示書に定められた出来形及び品質を確保するため、書類 又 は立会により、出来形、品質、数量等を 確認 する検査を行うものとする。この場合において、受注者が 1.4.9 により提示した現場社内検査の結果を参考とする。</p>	
<p><u>2</u> 受注者は、<u>監督職員が行う検査について、あらかじめその頻度を計画できる場合には監督職員と協議の上、施工計画書にその頻度を記載しなければならない。また、作業が定常的となった場合や、品質及び出来形に均一性が確認できる場合には、監督職員と協議の上、その頻度を見直すことができる。</u></p>		
1.6.1 検査	1.6.2 検査	
5 受注者は、第1項から第3項までの検査には、1.4.10 第3項に規定する現場社内検査責任者 <u>もしくは</u> 1.1.17 に規定する専任技術者を臨場させなければならない。	5 受注者は、第1項から第3項までの検査には、1.4.9 第3項に規定する現場社内検査責任者 及び 1.1.17 に規定する専任技術者を臨場させなければならない。	変更
		(略)
第8節 検査員等が行う検査	第8節 検査員等が行う検査	
1.8.2 しゅん功検査	1.8.2 しゅん功検査	変更

新：機械設備維持補修工事共通仕様書（2019年4月）	旧：機械設備維持補修工事共通仕様書（平成30年7月）	改訂内容
1 検査責任者は、補修契約書第28条第2項に定める期間内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に 通知 するものとする。	— 検査責任者は、補修契約書第28条第2項に定める期間内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知するものとする。	変更
	2 受注者は、しゅん功検査を受けるに先立ち、社内において、当該補修工事の管理について指導・監督する権限を与えられた社内検査責任者による社内検査を実施するとともに、「現場検査カード」を提出しなければならない。	削除
2 受注者は、しゅん功検査に必要な資料の 提出 、測定、足場の設置等について、あらかじめ監督職員と十分打合せを行い、その 指示 に従わなければならない。検査用の足場の設置、撤去等については、自らの責任と費用により行わなければならない。	3 受注者は、しゅん功検査に必要な資料の提出、測定、足場の設置等について、あらかじめ監督職員と十分打合せを行い、その指示に従わなければならない。検査用の足場の設置、撤去等については、自らの責任と費用により行わなければならない。	変更
3 受注者は、しゅん功検査に必要な人員、機材等を提供しなければならない。	4 受注者は、しゅん功検査に必要な人員、機材等を提供しなければならない。	変更
4 しゅん功検査の内容	5 しゅん功検査の内容	変更
検査員等は、工事目的物を対象として、次の各号に掲げる検査を行うものとする。	検査員等は、補修工事目的物を対象として、次の各号に掲げる検査を行うものとする。	
(1) 工事の目的物について、出来形（形状、寸法、精度、数量）、品質及び出来栄の検査を行う。	(1) 補修工事の目的物について、出来形（形状、寸法、精度、数量）、品質及び出来栄の検査を行う。	
(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。	(2) 補修工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。	
5 立会人	6 立会人	変更
(1) 検査員等は、検査に当たり、現場代理人のほか、当該現場代理人を指導監督する立場にある役職員の臨場を求めることができる。	(1) 検査員等は、検査に当たり、現場代理人のほか、当該現場代理人を指導監督する立場にある役職員の臨場を求めることができる。	
(2) 検査員等は、検査に当たり、当該工事の受注者のほか、必要に応じ、当該工事に関連する他の工事の受注者の臨場を求めることができる。	(2) 検査員等は、検査に当たり、当該補修工事の受注者のほか、必要に応じ、当該補修工事に関連する他の工事の受注者の臨場を求めることができる。	
6 修補	7 修補	変更
(1) 検査責任者は、検査の結果、修補を必要と認めたときは不合格とし、受注者に対し、「修補命令書」により修補を命ずるものとする。	(1) 検査責任者は、検査の結果、修補を必要と認めたときは不合格とし、受注者に対し、「修補命令書」により修補を命ずるものとする。	
(2) 検査員等は、軽微な修補については、現地において、「修補指示書」により修補を 指示 することができる。この場合、修補の完了をもって合格とする。	(2) 検査員等は、軽微な修補については、現地において、「修補指示書」により修補を指示することができる。この場合、修補の完了をもって合格とする。	
(3) 検査員等は、前号以外のさらに軽微な修補については、現地において口頭で修補を 指示 することができる。この場合、修補完了後、監督職員の 確認 を受けなければならない。	(3) 検査員等は、前号以外のさらに軽微な修補については、現地において口頭で修補を指示することができる。この場合、修補完了後、監督職員の確認を受けなければならない。	
(4) 受注者は、(1)により、検査責任者から修補命令書により修補を命じられたときは、検査責任者に「工事修補請書」を 提出 し、命じられた期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに「修補完了通知書」を検査責任者に 提出 し、検査責任者の再検査を受けなければならない。	(4) 受注者は、(1)により、検査責任者から修補命令書により修補を命じられたときは、検査責任者に「工事修補請書」を提出し、命じられた期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに「修補完了通知書」を検査責任者に提出し、検査責任者の再検査を受けなければならない。	
(5) 受注者は、(2)により、検査員等から修補指示書により修補を 指示 されたときは、 指示 された期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに「修補完了届」を 提出 し、検査員等の 指示 する方法により修補完了の 確認 を受けなければならない。	(5) 受注者は、(2)により、検査員等から修補指示書により修補を指示されたときは、指示された期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに「修補完了届」を提出し、検査員等の指示する方法により修補完了の確認を受けなければならない。	
(6) 受注者が、(5)の 指示 された期間内に修補を完了しなかったときには、当社は、補修契約書第32条第2項を適用し、工期の翌日もしくは当該修補指示書による 指示 の日から遅延に対する損害金を徴収することができる。	(6) 受注者が、(5)の指示された期間内に修補を完了しなかったときには、当社は、補修契約書第32条第2項を適用し、工期の翌日もしくは当該修補指示書による指示の日から遅延に対する損害金を徴収することができる。	
		(略)

第2章 機器及び材料 **第2章 機器及び材料**

<p>2.1.1 使用機材</p> <p>1 受注者は、契約図書において工事に使用する機材（以下「機材」という。）を支給または貸与されるものを除き、自らの責任と費用により工事の進捗に支障とならないよう調達しなければならない。</p> <p>2 受注者は、機材の使用に当たり、設計図書で定められた機材を使用しなければならない。この場合において、使用する機材は、仮設機材を除き、新品とする。</p> <p>3 設計図書に「JIS マーク表示品」または「水マーク表示品」と指定された機材は、それぞれのマークの表示のあるものとする。</p> <p>4 受注者は、施工計画書に機材の品名、規格及び製造業者名を記載しなければならない。この場合において、製造業者または品名が設計図書で定められているときは、これによらなければならない。</p> <p>5 受注者は、監督職員が機材の見本または資料の提出を求めたときは、速やかに提出しなければならない。</p> <p>6 受注者は、機材の製作図を機材製作前に監督職員へ提出し、承諾を得なければならない。</p>	<p>2.1.1 使用機材</p> <p>— 受注者は、契約書類において補修工事に使用する機材（以下「機材」という。）を支給又は貸与されるものを除き、自らの責任と費用により補修工事の進捗に支障とならないよう調達しなければならない。</p> <p>2 受注者は、機材の使用に当たり、設計図書で定められた機材を使用しなければならない。この場合において、使用する機材は、仮設機材を除き、新品とする。</p> <p>3 設計図書に「JIS マーク表示品」又は「水マーク表示品」と指定された機材は、それぞれのマークの表示のあるものとする。</p> <p>4 受注者は、施工計画書に機材の品名、規格及び製造業者名を記載しなければならない。この場合において、製造業者又は品名が設計図書で定められているときは、これによらなければならない。</p> <p>5 受注者は、監督職員が機材の見本又は資料の提出を求めたときは、速やかに提出しなければならない。</p> <p>6 受注者は、機材の製作図を機材製作前に監督職員へ提出し、承諾を得なければならない。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>(略)</p>
---	--	---

資料 各技術者等の選定及び兼任表 **資料 各技術者等の選定及び兼任表**

本人に対する他の技術者等		兼任の可否														設計管理 実施設計 付き工事の 実施設計部分			
		施工管理				安全管理				照査管理		照査管理							
		現場代理人	主任技術者 または 監視技術者	専門技術者	専任技術者	総括安全衛生監理者	統括安全衛生責任者	元方安全衛生管理者	元方安全衛生管理代理者	照査担当主任技術者	照査担当技術者	管理技術者	照査技術者	担当技術者					
技術者等 として選定された本人	管理種類	名称	技術者等の所属	選定人数	当社へ各選定通知書による 通知の要否	現場代理人	主任技術者 または 監視技術者	専門技術者	専任技術者	総括安全衛生監理者	統括安全衛生責任者	元方安全衛生管理者	元方安全衛生管理代理者	照査担当主任技術者	照査担当技術者	管理技術者	照査技術者	担当技術者	
	安全管理	現場代理人	元請負者	1人	必要	○	○	○	×	○*	○*	○*	○	○	○	○	○	○	×
		主任技術者 または 監視技術者 (専任)	元請負者	1人	必要	○	○	○	×	△*	○*	○*	○	○	○	○	○	○	×
		専門技術者	元請負者	複数人	必要	○	○	○	×	△*	○*	○*	○	○	○	○	○	○	×
下請負者			複数人	不要	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
専任技術者 (担当する工種の施工期間中現場 に常駐)	元請負者	複数人	必要	○	○	○	×	△*	○*	○*	○	○	○	○	○	○	○	×	
	下請負者	複数人	必要	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
安全管理	総括安全衛生監理者	元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	統括安全衛生責任者 (常駐)	元請負者	1人	必要	○*	△*	△*	△*	×	×	×	△*	△*	△*	△*	△*	△*	×	
		混在工事の他の 元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

変更

